

令和 8 年 5 月 1 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 江 澤 和 彦

(公印省略)

フリーランス・事業者間取引適正化等法の説明会の開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和 6 年 1 1 月 1 日に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法につきましては、これまで数度にわたりご連絡してきたところです（令和 7 年 1 1 月 1 0 日付（日医発第 1309 号）他）。

今般、厚生労働省医政局総務課より、公正取引委員会が開催する説明会についての周知協力依頼がありました。今回はフリーランス法の取引の適正化（勧告事例や中小受託取引適正化法（改正下請法）との違いを含む）に関する説明であり、就業環境の整備に関する説明は行わないとのことです。開催日程・地域は別添の通りであり（いずれも対面開催）、参加をご希望の場合は公正取引委員会のホームページよりお申し込みください。

◆公正取引委員会 <https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、同様の説明会に関する情報提供は、今後は本会ホームページ（下記）への随時掲載をもって代えさせていただきます。

◆日本医師会ホームページ

ホーム>医師のみなさまへ>税制・医業経営>医業経営>その他

https://www.med.or.jp/doctor/zei_igyokeiei/igyokeiei/012253.html

事務連絡
令和8年5月14日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

フリーランス・事業者間取引適正化等法の説明会開催周知について
(協力依頼)

平素から、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。)は、令和6年11月1日に施行されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間での取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

(1) 取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、

(2) 就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、本法施行後、法執行においては違反行為について勧告、指導・助言を行うとともに、引き続き周知広報にも取り組んでおります。

今回、公正取引委員会では、本法についてより理解を深めていただくため、下記のとおり、発注事業者及びフリーランス双方を対象とした対面説明会を開催します。

貴会におかれましては、これまで、本法に関する周知啓発に関して御協力を賜ってきたところですが、より多くの方に本法説明会に御参加いただきたく、都道府県医師会等に対して下記の周知に御協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

公正取引委員会主催 対面説明会について

公正取引委員会では、本法の取引の適正化の義務、禁止行為等について十分理解していただき、本法の違反行為を未然に防止するため、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会を下記のとおり実施しますので、都道府県医師会等へ御案内をお願いいたします（先着・事前申込制）。

1. 開催日時（いずれも対面開催）

新潟：令和8年5月21日（木）14：00～16：30

新潟市中央区花園1-2-2（コープシティ花園 GARESSO）

群馬：令和8年6月3日（水）14：00～16：30

高崎市白銀町9（高崎白銀ビル）

山梨：令和8年6月5日（金）14：00～16：30

甲府市丸の内2-35-1（山梨県立やまなし地域づくり交流センター）

長野：令和8年6月10日（水）14：00～16：30

長野市大字鶴賀問御所町1271-3（長野市生涯学習センター）

茨城：令和8年6月16日（火）14：00～16：30

水戸市泉町1-7-1（水戸市民会館）

栃木：令和8年6月24日（水）14：00～16：30

宇都宮市宮みらい1-20（ライトキューブ宇都宮）

2. 実施内容

（1）フリーランス法の取引の適正化に関する内容について、勧告事例や取適法（改正下請法）との違いにも触れながら説明を行います。

フリーランス法の就業環境の整備に関する説明は行いませんので御了承ください。

（2）説明会参加者のうち希望する方を対象として、同会場で、フリーランス法の取引の適正化に関する内容について職員が個別に質問等にお答えします。

3. 申込み方法等

参加を希望される方は申込フォームからお申込みいただきます。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>（公取委ウェブサイト）

以上